

令和7年度「市内観光関連事業者向けデジタルマーケティング支援事業」業務委託に関する質問と回答

項番	項目	質問内容	回答
1	「事業者」の定義について	「仕様書4 事業の内容」のなかで「観光関連事業者」「事業者」「参画事業者」の3つの事業者が登場しますが、それぞれの定義を教えてください。	「観光関連事業者」とは例示の飲食店や小売店のほか、幅広く自身の事業が観光に関係するものとして事業を行う事業者を示しています。 仕様書第4項の(4)以降に記載されている「事業者」および「参画事業者」は、当該事業に参画し、伴走支援の対象となる観光関連事業者（約100事業者想定）を指します。
2	サイトでの公開について	仕様書4 事業の内容 「(2)GBP、TAの登録・運用マニュアルの作成、配布」のなかで「当財団公式サイト」 「(3)ロコミ促進マニュアル&ポップツールの作成・周知」のなかで「当財団のWebサイト」 とありますが、両者の違いを教えてください。 また、これらは全世界に向けた通常のインターネットでの公開という意味なのか、会員に向けたクローズドなネット環境での公開なのかを限定されているものなのかを教えてください。	「当財団公式サイト」と「当財団のWebサイト」は同一のものを指しており、本事業においては、これらを通じてマニュアル等を全世界に向けてWeb上で公開することを想定しています。
3	セミナー終了後のアンケート調査及びヒアリングについて	仕様書4 事業の内容 (1)GBP、TAの活用セミナー実施（全4回） 「セミナー終了後にアンケート調査を実施し、セミナーの効果や今後の運用方針についてヒアリングすること」とありますが、このアンケート調査とヒアリングは別の概念なのか、それともヒアリングとはアンケート調査のことを指しているのかを教えてください	セミナー終了後に、セミナーの効果や、今後のGBPの運用方針についてたずねるアンケート調査を行い、必要な事項について補足的にヒアリングを行うことを想定しています。
4	個人情報・情報資産取扱特記事項について	仕様書7 受託者の責務 詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照とありますが、見当たりません。	添付いたしました。こちらをご覧ください。 https://www.welcome-fukuoka.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/524d412f14df0cba19b58a297f9096ca-1.pdf 改めてサイトにも掲載いたしましたのでご確認ください。